

教育・保育施設等における
浦添市感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)



てだこきっずファースト 登壇大使
マスコットキャラクター

てだ子
マスクバージョン

浦添市 こども未来部 保育課

令和2年9月9日(第1版)

目 次

はじめに

1. 保育所における感染拡大予防対策	1
(1) 手指衛生	1
(2) 咳エチケット/マスクの着用	1
(3) 職員体制	2
(4) 受け入れる子どもの状況で配慮すべきこと	2
(5) 嘱託医・行政機関との連携	3
2. 職員・園児の健康観察	3
(1) 職員の健康観察	3
(2) 子どもの健康観察	3
3. 教育・保育活動上の留意点	4
(1) 園内活動	4
(2) 給食時間	4
(3) 午睡時間	5
(4) 行事	5
(5) 登園の判断について	6
(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処について	7
4. 環境衛生	7
(1) 使用する消毒剤について	7
(2) 消毒について	7
(3) 換気について	7
(4) その他の衛生	7
5. 体調不良児への対応	8
(1) 保育中に体調が不良となった子どもがいた場合	8
(2) 体調不良児の保育・看護をする際の注意点	8
(3) 子どもの帰宅時と帰宅後の対応	9
6. 子ども・職員の発症時の対応	10
(1) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者・PCR検査陽性者にかかるフロー図	10
7. 資料	
・浦添市の警戒レベルの実施例	
・検温及び健康観察シート	
・0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	
・手洗いの仕方	
・(保育室) 衛生管理チェック表	
・(調理室) 衛生管理チェック表	

～～ はじめに ～～

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日本社会もこれまで経験したことの無い事態への対応を求められる事となりました。大きな社会変化の中、保育・教育も子どもの育ちを補償する為、更なる細心の配慮が求められます。

社会的な閉塞感が高まる中、子どもたちの安心安全な育ちを、心身の両面から守る為、本市におきましても就学前施設のガイドラインを作成いたしました。

本ガイドラインは、厚生労働省より発行された「保育所等における感染症ガイドライン（２０１８年）」、全国保育園保健師看護師連絡会による「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」等を参考に保育・教育現場の集団感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、今後新たな情報、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて改訂・追加を行うものであることを申し添えます。

令和２年 ９月 ９日

浦添市 こども未来部 保育課

1. 保育所における感染拡大予防対策

(1) 手指衛生

流水と石鹸で 30 秒以上の手洗い、もしくは濃度 70% 以上のアルコール消毒液で 15 秒以上の消毒を行う。(『保育現場のための新型コロナウイルス感染症ガイドラインブック(第1版2020, 5, 26)』参照)

園児に手洗い効果、正しい手の洗い方、手洗いのタイミングを指導する。

<手指衛生が必要な場面>

<子ども>

- ・登園時に施設に入ってからすぐ(保護者も)
- ・飲み物や食事などの前と後
- ・トイレを使用した後(おむつ台に触れた後)
- ・鼻水やよだれなどが手に付着している時
- ・戸外活動や動物・植物・虫などに触れた後

*個人のハンカチ・タオルを使用する。

*過敏な子に関しては水洗いをしっかり行う。

<職員>

- ・出勤時の施設に入ってからすぐ
- ・保育室に入る前
- ・食事やおやつなど準備する前と後
- ・食事介助の前と後
- ・おむつ交換や排泄介助後
- ・鼻水やよだれ、血液などの体液に触れた後
- ・戸外活動の後
- ・休憩に入る前と後

※注意事項※

- ・固形石鹸では不潔になりやすいため、液体石鹸を推奨。
(やむを得ず固形石鹸を使用する場合には、使用の前後に石鹸を流水で流す・泡立てをしっかりと行う。石鹸や石鹸置き・ネットを毎日清掃・乾燥させる)
- ・液体石鹸を詰め替える場合は、空の容器を良く洗い清潔にし、乾燥させてから補充を行う。
- ・手洗い後のタオルの共有は絶対にしない。

(2) 咳エチケット/マスクの着用

<3つの咳エチケット方法>

- ①マスクを着用する(マスクは鼻から顎まで覆い、隙間がないように着用する)
- ②マスクがない時は、ティッシュやハンカチなどで口や鼻を覆う
- ③とっさの時には、肘の内側や袖で覆う

- ・マスク着用は誰を守るため?

他者への感染を防ぐことが大きな目的です!

新型コロナウイルス感染症は一定の割合で無症状の感染者が存在しています。

そのため、気づかない間に感染してしまうため、他者へ広げないようにマスクを着用します。

<マスク着用について>

- ・基本的には常時マスクを着用する事が望ましいと考えられます。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。
- ①十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ②熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。
熱中症予防のため、屋外の気温が高い時や活動的な遊びをする場合には、マスクを着用せず距離を保って遊ぶ工夫をする。熱中症も命に関わる危険がある事を踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
2歳未満児については、熱中症や窒息の危険が高いため着用しない。
- ③年少児などマスク着用の理解が難しく、嫌がる・何度も外すなどの行動がある時は、マスク着用は見送る。
- ④園児に咳エチケットの大切さとマスク着用の必要性・正しいマスク着用方法など、発達段階に応じ具体的にわかりやすく指導する。また、マスクの取り外しについては、活動の態様や園児の呼吸状況など健康面も踏まえ臨機応変に対応することが重要です。
- ⑤午睡中は必ず外す。
- ⑥マスクを外す際には、できるだけマスクの表面に触れずに内側に折りたたみ清潔なビニール袋などに置くなどし、清潔を保つ。

(3) 職員体制

新型コロナウイルス感染症の症状である、発熱、頭痛、倦怠感、咳、咽頭痛、胸の痛み、下痢や嘔吐、味覚・嗅覚障害などの症状がみられ、体調が悪いと感じた際に職員が休むことができる職場環境が欠かせません。職員が休むことになった場合には、どのような勤務体制にするか・職務の範囲についても話し合いをする。

職員の中には、罹患すると重篤化するリスクを持つ職員（60歳以上・基礎疾患を有する（高血圧、糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸疾患、がんなど）に対しては、予めかかりつけ医等に相談をする。場合によっては、密接しやすく、子どもがマスクを着用するなどの咳エチケットが困難な乳幼児との接触を控えることが望まれる。

(4) 受け入れる子どもの状況で配慮すべきこと

医療的ケアを必要とする子どもを含め、重症化するリスクのある基礎疾患を持つ子どもは、地域の患者発生状況を踏まえ、主治医・嘱託医との相談の上、登園の可否について保護者と話し合い判断する。また、1歳未満の乳児は重症化しやすいことが報告されており、乳児の預かりには、そのリスクについて保護者と事前に共有しておく。

<子どもの重症になりやすいケース>

- ・医療ケア（気管・口鼻腔吸引や人工呼吸器管理など）を必要としている
- ・喘息を含む慢性的な肺・呼吸器の疾患を持つ
- ・心疾患がある
- ・免疫機能に何らかの疾患を持っている
- ・1歳未満の乳児

<リスクのある人が同居している場合>

市中感染が確認されている地域では、登園している子どもと自宅でリスクのある人の接触はできる限り避けることが望ましい。家庭内感染への注意喚起も行う。

（5）嘱託医・行政機関との連携

感染症の情報収集や発生時に迅速に適切な対応を行うために、嘱託医、保健所、行政などと連携し、情報交換を行っておく。

2. 職員・園児の健康観察

（1）職員の健康観察

職員は出勤前もしくは出勤してから必ず体温測定を行い、体温と呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻づまりや鼻水、息苦しさ）や倦怠感、頭痛、下痢、味覚異常等について記録を残す。

（参照：検温及び健康観察シート）

施設長は職員の健康記録を把握し、書類を保管する。職員自身にプライベートでの接触者も日常的に記録しておくことを勧める。

（2）子どもの健康観察

登園児には送迎してきた保護者から自宅での体調を聞き、体温の測定は、自宅もしくは登所時に測定する。また家庭内で発熱者や呼吸器症状のある人の有無を確認する。子どもの日々の体温や咳や鼻水などの症状の有無を保育所と家庭で共有するようにする。（参照：検温及び健康観察シート）

☆☆☆☆ 保育中の子どもの健康観察ポイント ☆☆☆☆
・体温（触れる、頬の赤み、手足の冷たさ、体温計による測定）
・顔色、機嫌、活気、咳、鼻水、呼吸の様子、遊ばない、動かない、食欲の低下 等
※気をつける呼吸の様子：呼吸が速い、肩で呼吸する、呼吸のたびに胸がへこむ、横になると呼吸が苦しそうな様子がある（横になりたがらない）

<子どもの体温測定について>

- ・体温は朝、昼、午睡後など1日の中で決めた時間帯に数回測定を行う。
- ・体温測定は子どもと密接する為、後方から行い、対面を避ける。
- ・体温計は直接皮膚に接触するタイプは、子ども毎に体温計をアルコール消毒液に浸したカット綿や消毒綿に消毒を行う。消毒は毎回新しい綿を使用する。(体温計の製品取扱いの範囲を確認し、適切な対応をする)
- ・直接皮膚には触れないタイプのものは子ども毎の消毒は不要。しかし、1日1回はアルコール消毒液で浸したカット綿やアルコール綿で消毒を行う。

※発熱の判断をする際には、何度か測定を繰り返し平熱に個人差があることについて留意すること。

3. 教育・保育活動上の留意点

子どもが身体を動かしたり、互いに協力をすることを学んだりする集団での活動は教育・保育を行う上で欠かせません。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が地域で拡大している期間中には、それらの活動を中止もしくは縮小、遊び方の工夫が必要になります。

(1) 園内活動

- ① 三密(密閉・密集・密接)を避けるため、園児が遊びたくなる拠点の分散、園児同士が向い合わないような遊具等の配置や保育者の援助を工夫する。
- ② 園児が歌をうたう際には、できる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ③ 戸外遊びや運動遊び等については、熱中症等のリスクがあるため、マスクを外し、思いきり体を動かして遊ぶことができるように配慮する。
- ④ 園児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮する。手洗い等の感染予防については、園児が楽しく習慣化できるように工夫する。
- ⑤ 園児による清掃活動等は、換気の良い状況でマスクをした上で行うようにする。また、清掃活動が終わった後は、必ず石鹸を使い手洗いをする。

(2) 給食時間

- ① 給食前に石鹸を用い、丁寧な手洗いを徹底する。手洗い後には、保育者がアルコールを用いて園児一人ひとりの手指消毒を行う。
- ② 給食の前、後にテーブルをアルコール等で消毒する。
- ③ 配膳の際、職員はマスク及びエプロン等を着用する。
- ④ 給食当番を行う園児の体調を確認し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をする。また、当番を行う際には、必ずマスク及びエプロン等を着用する。
- ⑤ 席の配置については、飛沫を防ぐ工夫をする。(正面を向いて食べる・向い合わせではなく、席の位置をずらす等)
- ⑥ 会話は控えることを基本とし、必要な時には飛沫がないように小声で話す等、指導を工夫する。

(3) 午睡時間

- ① 園児と園児の口元の間隔が1 m以上あくように工夫する。園児同士を離せない場合には、足と頭を互い違いするなどの工夫を行う。また、咳や鼻水等の症状がある園児は、他児から必ず1 m以上離すようにする。

(4) 行事

① 集会

- ・ 誕生会やその他の集会等の行事については、クラスごとに行い、密集・密接を避け、長時間にならないよう配慮し出来る限り実施する。

② 遠足・園外保育

- ・ 遠足や施設見学等の園外行事については、感染状況を考慮し、延期もしくは中止とする。
- ・ 公園等の遊具を使用する際には、出来る限り消毒液（次亜塩素酸等）で除菌し使用する。また、遊ぶ前後は、石鹸を使い手洗いをするよう指導する。

③ 運動会・発表会・保育参観

- ・ 運動会や生活発表会等の保護者が参加する行事については、感染状況を考慮し、延期もしくは中止とする。時期が変更できずやむなく開催する場合は、規模の縮小、時間の短縮、必要最少人数等の工夫をした上で開催する。
- ・ 保育参観等については、沖縄県や浦添市の定めるイベント（研修会等）ガイドラインを踏まえ、実施の可否について十分検討する。

④ 健康診断

- ・ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、健診時の待機児が滞留しないよう工夫を行う。
- ・ 園児の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする）ことを原則としているが、新型コロナウイルスの影響により実施体制が整わない等、やむ得ない事由によって入園時及び毎年度2回実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、少なくとも1回は実施すること。

⑤ 避難訓練

- ・ 避難訓練については、園児に避難指示・経路の確認が必要なため工夫して確実に行う。「3つの密」を回避する対策として、クラスを分散して実施することも可能。

⑥ 教育実習受け入れ

- ・ 沖縄県や浦添市の警戒レベルの状況を見て受け入れの実施を検討する。
- ・ 実習期間中は健康状況票の記入を毎日実施し、マスクの着用、手指消毒の徹底、健康管理に十分に気をつけること、発熱や体調が悪い時には、園に来る前に電話連絡をすることを知らせる。また、体調が悪い場合には、その日の実習は中止となることも知らせておく。
- ・ 実習2週間前及び実習期間中においては、私生活においても「3密」空間への外出を控えることを周知徹底するように学校に指導を依頼する。

⑦ 保護者会

- ・ 開催する場合は、当日説明する内容等を文書等であらかじめ保護者に伝え、短時間で開催する。
- ・ 開催の際は、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ・ 総会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、上記の内容を徹底する。

⑧ 年間行事計画等の見直し（こども園のみ）

- ・ 各こども園は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園自粛期間の3歳以上児の教育課程に係る実施できなかった活動を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や見直しについて、教育委員会と協議し、必要な変更を行う。

（5）登園の判断について

① 医療的ケアが日常的に必要な園児及び基礎疾患等がある園児について

- ・ 医療的ケア児が在籍する園においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や園医（嘱託医）に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登園の判断をする。
- ・ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や園医（嘱託医）に相談の上、個別に登園の判断をする。

② 海外及び特定警戒都道府県への渡航歴がある園児について

- ・ 国や地域を問わず、海外等から帰国した園児については、帰国後2週間は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。また、特定警戒都道府県へ渡航歴のある園児は、来沖した翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登園可能とする。
- ・ これらの場合の出欠の扱いは、欠席扱いとはせず、指導要録上も「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録する。

③ 感染症の予防上、保護者が園児に登園させなかった場合について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が園児を出席させなかった場合の出欠の取り扱いについては、欠席扱いとはせず、指導要録上も「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録する。

（6）感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しも感染の可能性がある。

感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたっている医療従事者とその家族に対する偏見や差別に繋がるような行為は断じて許されないものであ

り、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。園児への指導だけではなく、保育者等も十分意識して日々の保育業務を行うようにする。

園児・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、感染者が特定されることのないように配慮する。

4. 環境衛生

(1) 使用する消毒剤について

手指の消毒や汚染された場所の消毒、高頻度接触部位の環境消毒は別紙資料参照にし、消毒を行う。汚染された場所や環境を消毒する際にスプレータイプで散布することは、ウイルスを舞い上げ、消毒が不十分になる、消毒者が吸い込むことから行わないでください。消毒作業の際には換気をし、手袋、マスクやメガネなど保護できるものを身につけるようにする。

(2) 消毒について

- ・おもちゃを衛生的に保てるように、使用前後で玩具のカゴを分け、午前、午後で交換するようにする。特に「レベル2段階」「レベル3段階」となっている時期は、布製の玩具は使用を控える。
- ・絵本は口に入れるなどしなければ、ウイルスの媒介としては高くないとされており、消毒は不要とされているが、紙にも24時間程度ウイルスが残存するとされている。
このことから、隔日使用なども検討する。
- ・玩具の使用や管理はクラス単位で行う。クラス間（特に乳児クラスと幼児クラス）で洗浄・消毒を行っていない玩具を交換することは避ける。

種類	衛生管理方法
布製	洗剤による洗濯を行う。子ども同士で共有はしない。
洗浄可能な物	台所用洗剤等の海面活性剤を用いた流水による洗浄 アルコール消毒液か次亜塩素酸ナトリウムによる清拭 次亜塩素酸ナトリウムに浸ける
洗浄が行えない物	アルコール消毒液か次亜塩素酸ナトリウムによる清拭

(3) 換気について

- ・保育室等の換気は、可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を1時間に2回以上数分間同時に開けて行う。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、扇風機や換気扇を併用し工夫する。

(4) その他の衛生

- ・トイレ等特に多くの子どもが手を触れる箇所は、1日2回以上清拭を行う等環境衛生を良好

に保つ。(チェックリストの活用)

- ・新型コロナウイルス感染症は、糞便にウイルスが排出されるので、接触感染を防ぐためにオムツ交換の基本的な手順を見直す。

～オムツ交換手順～

- ・糞便処理の手順を職員間で徹底する。
- ・オムツ交換は、手洗い場があり食事をする場所等と交差しない一定の場所で行う。
- ・オムツの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用する。
- ・オムツ交換後、特に便処理後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・交換後のオムツは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管する。
- ・交換後のオムツの保管場所について消毒を行う。

5. 体調不良児への対応

(1) 保育中に体調が不良となった子どもがいた場合

- ・他児への感染防止のため、医務室等の隔離された部屋、スペースで保育をし状態を観察する。保育にあたっては、子どもと接触する毎に手指消毒を行う。
- ・保護者に連絡し、症状を伝えお迎えを依頼する。
- ・症状のあった子どもと同じクラスに、同様の症状を呈している子どもがいるかどうかを、注意深く確認し、保育所内で情報を共有すること。

(2) 体調不良児の保育・看護をする際の注意点

- ・職員自身が感染しないための防御をはかるため、専用のエプロン（使い捨ての袖つきエプロンなどを準備しておく）と、マスク、フェイスシールド等の着用が望ましい。
- ・室内の換気は常時もしくは、15分に1回行う。
- ・鼻水や唾液を扱う時には使い捨て手袋を着用し、使用したティッシュはすぐにビニール袋に入れ密閉し、破棄する。取り扱った職員は手指衛生（石鹸と流水が望ましいが、場合によってはアルコールによる消毒）を行う。
- ・トイレは他児とできるだけ接触がないよう使用する。使用後は消毒をする。
- ・園児が使用した食器は通常通りの洗浄をする。
- ・嘔吐や下痢の処理は、感染性胃腸炎等が疑われる際の処理と同等に行う。

嘔吐処理

- ・保育室内の場合には、子ども達を他の部屋に移す。
- ・嘔吐物を外側から内側に向かって静かに拭き取る。
- ・嘔吐した場所の消毒（0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液）を行う。
- ・換気を行う。
- ・処理に使用した物（手袋、マスク、エプロン、雑巾等）はビニール袋に密閉して、廃棄する。
- ・処理後は手洗い（液体石けんも用いて流水で30秒以上実施）を行い、状況に応じて、処理時に着用していた衣類の着替えを行う。
- ・汚染された子どもの衣服は、二重のビニール袋に密閉して家庭に返却する（保育所では洗わないこと）
- ・家庭での消毒方法等について保護者に伝える。

※嘔吐物の処理グッズの例

- ・使い捨て手袋・ビニール袋・使い捨てマスク・使い捨て雑巾
 - ・使い捨て袖付きエプロン・消毒容器（バケツにまとめて置く）
- （厚生労働省 保育所における感染症ガイドラインp.74より引用）

(3) 子どもの帰宅時と帰宅後の対応

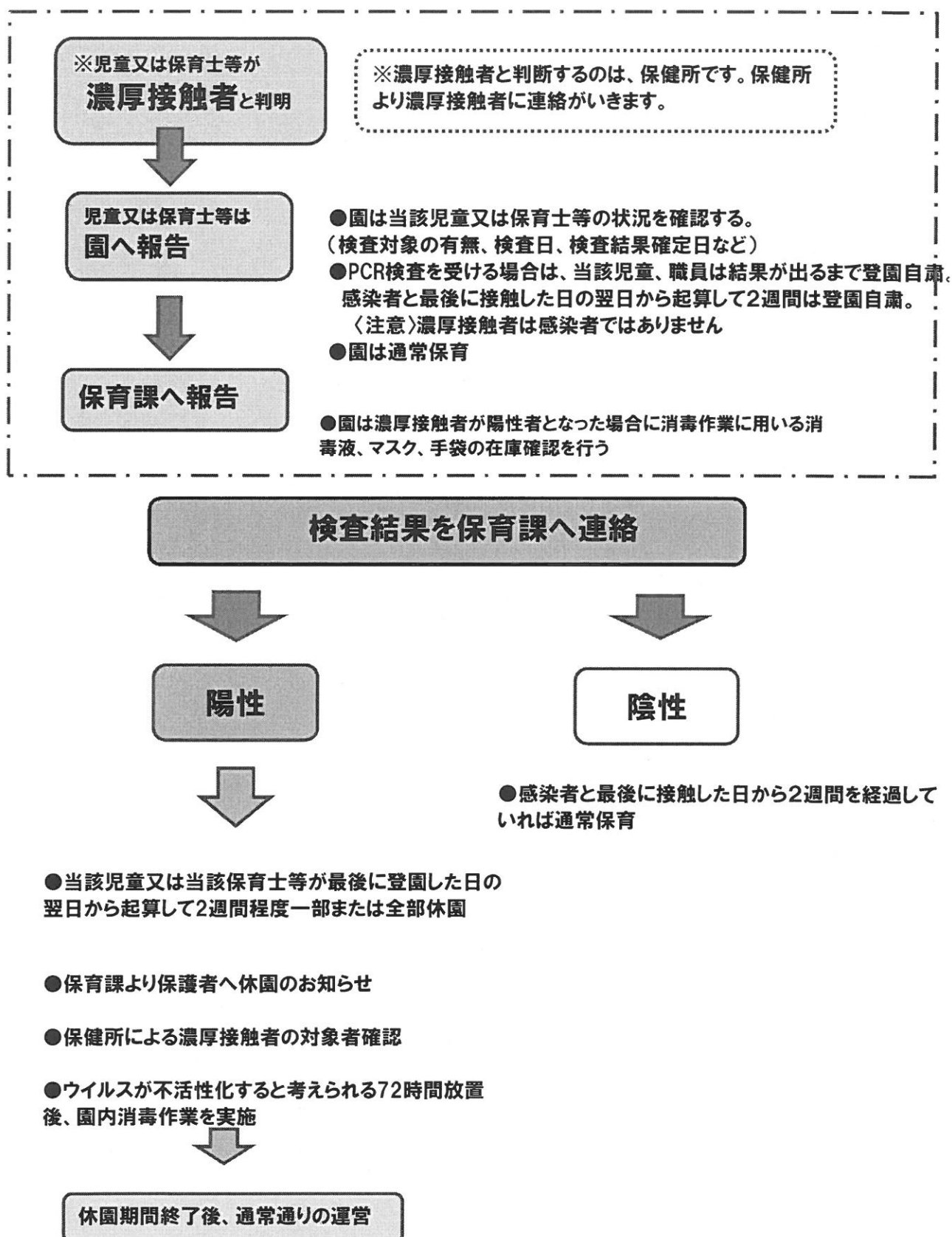
① 保護者への対応

- 保護者のお迎え時にはこれまでの経過を説明し、医療機関への受診を勧奨する。
（体調不良後に使用したシーツ類は返却して、洗濯してもらう）
- 受診結果は必ず保育所に連絡するよう伝える。
- 発熱の場合は、原則解熱後 24 時間は登園を控えるよう保護者に依頼をする。
（医師の診断により特定の疾病に関連する発熱と診断されるものについては、
医師との相談のうえ、解熱後登園可能）

② 帰宅後の使用した部屋・物品の消毒清掃

- 保育、看護をしていた職員は使用していたマスクを外し、ビニール袋に入れる。
※マスクが不足している場合は飛沫で明らかな汚染がない場合はそのまま使用する。
- 新しいマスクと使い捨ての手袋を着用し、消毒清掃を行う。
- 室内の換気を行う。
- 子どもや職員が触れたもの、使用した体温計などはアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行う。
- 消毒清掃は使い捨ての布を使用する。
- 消毒清掃終了後は、手袋を外し、ビニール袋に入れる。その後アルコール消毒液などの手指消毒剤で手指を消毒後エプロンを外す。外したエプロンは外側を中にして丸めておく。再度手指消毒し、マスクを耳の紐から外し、マスクをビニール袋に入れ、口を閉じ、蓋つきのごみ箱に破棄する。
- すべての消毒清掃が終了後には必ず石鹸と流水で 30 秒以上かけて手を洗う。

保育所等における新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者・PCR検査陽性者にかかるフロー図



浦添市の警戒レベルの実施例(実例集より抜粋)

No.	区分	浦添市の対象施設等	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	緊急事態宣言			緊急事態宣言を検討	緊急事態宣言を発令 (基準日(※)から3日)	
1	外出自粛		「3密」を徹底的に避け、「新しい生活様式」の徹底の上での外出を要請	①第1段階を要請 ②クラスターが発生している業種や、接待・接触を伴う飲食店等への外出自粛を要請	不要不急な外出自粛を要請	①自宅待機を要請 ②スーパー等への外出も最大限控えるよう要請
2	渡航自粛:離島		感染防止対策の徹底や体調不良者の渡航延期等の注意喚起	渡航自粛要請について市町村と協議	市町村協議を踏まえ、渡航自粛を要請	
3	渡航自粛:県外		感染地域への(からの)渡航者の外出自粛を要請	感染地域への(からの)渡航者の外出自粛を要請	不要不急な外出自粛を要請	渡航自粛を要請
4	学校	市内小中学校 市内公立幼稚園 ①発生校 ②兄弟の所属する未発生校 ③その他の未発生校	①状況により、学級、学年又は全体の臨時休業 ②通常通りの教育活動 ③通常通りの教育活動	①状況により、学年又は全体の臨時休業 ②通常通りの教育活動 ③通常通りの教育活動	①状況により学年又は全体の臨時休業 ②状況により通常通りの教育活動又は分散登校 ③状況により通常通りの教育活動、状況により分散登校	①全体の臨時休業 ②状況により通常通りの教育活動、臨時休業又は分散登校 ③状況により通常通りの教育活動、臨時休業又は分散登校
5	保育所等・子育て支援センター ぐつどいの広場	市内保育所等・認定こども園 子育て支援センター・ていんさぐつどいの広場	通常通り保育等の提供 土曜日について衛生強化日の検討	保育所等は地域の実情に応じ、 ①衛生強化の日増の検討 ②家庭保育協力依頼の検討 ③家庭保育の要請の検討 ④保育の提供の規模縮小の検討 ⑤登園自粛要請の検討 支援センター、つどいの広場は実施地域の感染状況により規模縮小及び閉所の検討	保育所等は地域の実情に応じ、 保育の提供の規模縮小及び登園自粛又は臨時休園の要請 ①家庭保育の協力及び要請の検討 ②登園自粛要請の検討 ③一部休園・全部休園の検討 支援センター、つどいの広場は臨時閉所要請の検討	
6	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	①感染者発生学区(全校休校)は臨時休校・家庭保育の要請 ②感染者発生学区(一部休校・分散登校等)は通常通りの保育 ③感染者未発生学区は通常通りの保育 【規模縮小:衛生強化の日(1~2回)/月】	①感染者発生学区(全校休校)は臨時休校・家庭保育の要請 ②感染者発生学区(一部休校・分散登校等)は通常通りの保育、家庭保育の依頼 ③感染者未発生学区は通常通りの保育、家庭保育の依頼 【規模縮小:衛生強化の日(2~4回)/月】	①感染者発生学区(全校休校)は臨時休校・家庭保育の要請 ②感染者発生学区(一部休校・分散登校等)は通常通りの保育、家庭保育の依頼又は要請 ③感染者未発生学区は通常通りの保育、家庭保育の依頼又は要請 【規模縮小:衛生強化の日(1回)/週】	
7	児童館	児童センター	①全学年休校の場合のみ臨時休館 ②①以外の学区は通常通りの開館	①全学年休校の場合のみ臨時休館 ②①以外の学区は規模縮小して開館 【規模縮小:利用人数の制限・夜間開放の休館等】		

※基準日:人口10万人あたり週間新規感染者数2.5人(沖縄県の場合は、37人)となった日

※上記は例示であって、状況によっては前倒しで実施することや、実施を見送ることもあり得る。

令和2年8月27日改訂

園名

クラス名

氏名

		3 週目								4 週目							
検温及び健康観察	月日																
	曜日																
	観察時間	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	呼吸器症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	体調面詳細																
	保護者サイン																

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

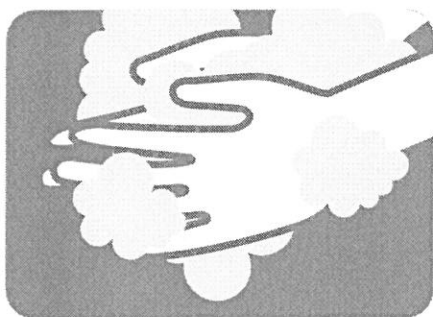
洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万 個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる
「家庭用洗剤」を使って
消毒ができます。

NITE ウェブサイトで
製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)





感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

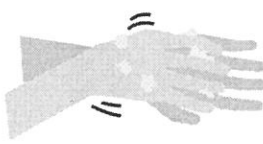
- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

①



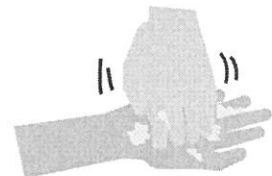
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのばすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗いします。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索

